

# 令和8年度 須恵町 配食サービス事業受託事業者募集要領

配食サービス事業業務受託者を、下記のとおり募集する。

## 1. 目的

配食サービス事業は、在宅の高齢者および障害者等に対し、定期的な訪問による配食サービスを提供することにより、食生活における栄養のバランスを保つとともに安否確認を行うことで、高齢者等の健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

## 2. 資格基準

配食サービス事業受託者は、次に掲げる基準を満たす事業者であることとする。

- ① 町の配食サービス事業の趣旨に賛同し、高齢者等の福祉の増進に寄与する意欲があること
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- ③ 須恵町暴力団排除条例に定義される暴力団等に該当しないこと
- ④ 本事業について、他自治体と同等の契約業務実績が2年以上あること
- ⑤ 法人市町村民税など地方税全般、その他滞納がないこと
- ⑥ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による飲食店営業許可などを受けていること
- ⑦ 管理栄養士または栄養士が作成した献立に基づいて調理した、高齢者向けの栄養バランスのとれた食事が提供できること
- ⑧ 調理にあたっては、「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を参照すること
- ⑨ 調理従事者の細菌検査（検便）を年に3回以上実施していること

## 3. 委託事業内容

- ① 事業者一覧のうち利用者が事業者を選択し、町より事業者へ本事業対象者として業務委託する。
- ② 栄養のバランスのとれた食事を調理し、直接、利用者宅へ配達する。
- ③ 食事の受け渡しは必ず手渡しとし、安否の確認を行う。また、異常があった際は関係機関へ連絡、その際の対応や経過等については記録し保管しておくこと。
- ④ 利用者より事業の利用料金（自己負担）を徴収する。町は業務委託料として、配食1食あたり250円（定価から利用者負担とする経費《食材費+調理にかかる人件

費》を差し引いた額が 250 円を下回る場合はその金額) を事業者へ支払う。

- ⑤ 翌月分の献立表を提出すること。
- ⑥ その他、詳細は町の事業実施要綱のとおり。

#### 4. 委託期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

#### 5. 応募について

##### ① 提出書類

○須恵町配食サービス事業申請書・添付書類

※提出書類は窓口で受領又はホームページからダウンロードすること

※別添「受託事業者募集に係る申請書等の作成について」に基づいて提出書類を作成のこと。

※提出書類作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

##### ② 募集期間 2025年12月8日（月）から2026年1月23日（金）まで

受付時間 8：30～17：15

ただし、土日祝及び年末年始（令和7年12月27日 土曜日～令和8年1月4日 日曜日）は除く。

##### ③ 提出期限 2026年1月23日（金）17：15まで（期限厳守）

##### ④ 提出先 〒811-2193福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

須恵町役場 福祉課

※提出書類を提出期限までに上記窓口へ持参すること。

※すべての提出書類がそろった段階で受理とする。

#### 6. 選定方法

提出書類に基づき、審査結果が良好であると認められる事業者を選定する。

なお、審査内容は公表しない。また、審査結果の内容に関する質問については受け付けない。

#### 7. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- ② 選定委員と不適切な接触が確認された場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合

## 8. その他留意事項

- ① 提出書類提出後の修正または変更は認めない。
- ② 提出書類及び添付書類については返却しない。

## 9. 本案件に係る問い合わせ先

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

須恵町役場 福祉課 担当：藤

電話 092-932-1151（内線125）

FAX 092-933-6626